平成２９年労第２５７号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第２　事案の概要

１　請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、Ａ会社（以下「会社」という。）に雇用され、賃貸集合住宅の管理業務に従事していたが、平成○年○月○日からは、Ｂ所在の会社Ｃ支店の業務課長として複数の支店の管理業務を担当していた。

２　請求人によると、被災者は、会社社長からのパワーハラスメントなどで追い詰められ、うつ状態になっていたという。

被災者は、平成○年○月○日午前○時頃に業務を終了した後、行方不明となり、同年○月○日、駐車場内の自動車の中で死亡しているところを発見された。死体検案書には、「直接死因：不詳（一酸化炭素中毒の疑い）」と記載されている。

３　請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「前回各処分」という。）をした。

請求人は、前回各処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けで、前回各処分を取り消す旨の決定をした。

４　本件は、監督署長が審査官の取消決定を受け、給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が、本件各処分に係る給付基礎日額を不服として、

本件各処分の取消しを求める事案である。

5　請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３　当事者の主張の要旨

1　請求人

(略)

2　原処分庁

(略)

第４　争　　点

本件各処分に係る給付基礎日額が監督署長において算定した○円を超えるか。

第５　審査資料

(略)。

第６　理　　由

1　当審査会の事実認定

(略)

2　当審査会の判断

（1）請求人は、監督署長が本件各処分において、被災者の時間外労働時間数や休日労働日数を実態より少なく認定し、また、休憩時間も実際の時間より長く認定しているため、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足していると主張する。

（2）監督署長は、前回各処分においては、算定期間中の被災者の労働時間について、タイムカードのみを基に認定したが、本件各処分においては、審査官の取消決定の内容に従い、タイムカードだけでなく、警備システムの施錠解錠時刻や業務日報も含めた資料に基づき、被災者の出退勤時間を確認し、その労働時間を認定している。

本件各処分における監督署長による算定期間中の労働時間の認定は、複数の客観的な資料に基づいて行われたものであり、また、被災者の勤務状況に関する会社関係者の申述内容をも十分勘案したものであることからみて、監督署長が本件各処分において認定した被災者の算定期間中の労働時間数は、その時間外労働時間数や休日労働日数を含め、その就労の実態を適正に反映したものと

いうことができ、当審査会としても、妥当なものであると判断する。

この点、請求人は、上記（1）のとおり、監督署長が被災者の時間外労働時間数等を実態より少なく認定しているなどと主張するが、時間外労働時間数や休日労働日数及び休憩時間数を証拠の裏付けをもって具体的に明らかにしておらず、一件記録をみても、監督署長が本件各処分において認定した労働時間数を上回って被災者が業務に従事していたことを裏付ける客観的な資料は見いだせないことから、請求人の上記主張を採用することはできない。

（3）監督署長は、本件各処分において認定した算定期間中の労働時間数を基に計算した時間外労働手当、深夜労働手当及び休日労働手当を含めて、賃金の総額を算出しているところ、一件記録を精査しても、これらの賃金のほかに、いまだ支払われていない賃金があるとは認められないから、当審査会としては、当該賃金総額に基づき算定した本件各処分に係る給付基礎日額については、誤りがなく、妥当なものであると判断する。

（4）なお、請求人は、前回各処分に係る審査請求において、監督署長が提出した資料及び審査官が収集した資料について、審理のために必要な資料として取り寄せることを求めているが、当該資料は、本件再審査請求の審査資料として審査官が提出しており、重ねて取り寄せる必要は認められないから、その申立てを採用することはできない。

3　結　　論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。